

物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度国補正分）について

1. 概要

物価高騰長期化による負担増の影響が大きい低所得者への支援として、住民税非課税世帯に対して 1 世帯あたり 3 万円を、その対象世帯の子育て世帯への加算として、18 歳以下の児童 1 人につき 2 万円を給付する。

また、八尾市独自の支援として、住民税非課税世帯への給付に該当しない低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対して 1 世帯あたり 3 万円を、その対象世帯の子育て世帯への加算として、18 歳以下の児童 1 人につき 2 万円を給付する。

2. 給付別の見込数及び予算額

	見込数	予算額	基準日
① 住民税非課税世帯	約 42,000 世帯	1,380,159 千円 (うち給付金 1,260,000 千円)	令和 6 年 12 月 13 日
上記①にかかる、こども加算	約 6,000 人 〔約 3,600 世帯〕	139,643 千円 (うち給付金 120,000 千円)	
② 住民税均等割のみ課税世帯 (八尾市独自事業分)	約 4,000 世帯	157,315 千円 (うち給付金 120,000 千円)	
上記②にかかる、こども加算 (八尾市独自事業分)	約 600 人 〔約 360 世帯〕	20,118 千円 (うち給付金 12,000 千円)	

3. 支給手続

- 対象世帯の世帯主の口座を本市が把握している場合は、原則として当該世帯主に対して「支給のお知らせ」を送付し、当該口座へ振込 → 原則、手続不要
- 上記によらない場合は確認書等を送付 → 返送必要、市到着後に順次支給

4. スケジュール（予定）

	支給手続に関する書類の発送	初回振込
① 住民税非課税世帯、こども加算	2 月中旬	2 月末
② 住民税均等割のみ課税世帯、こども加算	3 月上旬	3 月下旬

※ なお、コールセンターは 2 月上旬に開設する予定です。